

平成30年 教育委員会

第15回 定例会 議事日程

平成30年9月11日（火）午後3時

第1 議 案

【指導課】

- (1) 議案第27号「議案第25号『平成31年度使用特別支援学級用教科用図書採択』の一部訂正について」

第2 協 議

【指導課】

- (1) 運動部活動ガイドラインの改定

第3 報 告

【子ども総務課】

- (1) 平成30年度 区立幼稚園・こども園・学校・保育園の運動会等のお知らせ
- (2) 教育広報かけはし第116号の発行

【子ども支援課】

- (1) 平成31年度 千代田区立幼稚園・幼保一体施設・こども園 入園案内

【子育て推進課】

- (1) 千代田区児童育成手当条例の一部改正について
- (2) 千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

第4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（9月20日号）掲載事項

議案第27号

議案第25号「平成31年度使用特別支援学級用教科用図書採択」の一部訂正について

平成30年8月28日に議決を得た平成31年度使用特別支援学級用教科用図書採択について、下記のとおりその一部を訂正する。

記

○ 小学校第6学年の表

訂正後（正）			現行（誤）		
種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名	種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
		(略)			(略)
図工	<u>国土社</u>	たのしい図画工作9 うごくおもちゃ	図工	<u>福音館書店</u>	たのしい図画工作9 うごくおもちゃ
		(略)			(略)
保健	学研	<u>ニューワイド学研の図鑑</u> 増補改訂 人のからだ	保健	学研	<u>ニューワールド学研の図鑑</u> 増補改訂 人のからだ
		(略)			(略)
備考 現行の欄中下線が引かれた部分を訂正後の欄中下線が引かれた部分に改める。					

○ 中学校2学年の表

訂正後（正）			現行（誤）		
種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名	種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
		(略)			(略)
理科	<u>誠文堂新光</u>	新しい教養のための理科 基礎編 (2年生うち2名通常の学級の教科書)	理科	<u>啓明舎</u>	新しい教養のための理科 基礎編 (2年生うち2名通常の学級の教科書)
		(略)			(略)
備考 現行の欄中下線が引かれた部分を訂正後の欄中下線が引かれた部分に改める。					

附 則

この議案による訂正後の平成30年千代田区教育委員会議案第25号は、平成30年8月28日からその効力を有する。

運動部活動ガイドライン【改定案】



千代田区教育委員会

平成30年6月

本方針策定の主旨等

- 本方針は、義務教育である中学校・中等教育学校の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 生徒がスポーツを楽しむことで、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む運動習慣を確立し、生涯にわたって心身の健康を保持増進する資質能力を獲得することで、豊かな学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 校長は、区の「運動部活動ガイドライン」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記の活動方針、及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を配置する。

イ 区教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等を徹底するため、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校

務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 区教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識・及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 区教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。区教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適宜取ることが必要である。運動部顧問は過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。そして、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。

生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

（2）運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体が作成した指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

(3) 安全管理と事故防止

校長及び運動部顧問は、以下の項目に留意し、生徒の安全を確保し事故防止に努める。

ア 生徒に日ごろより健康管理について関心や意識を持たせ、適度な休養や栄養の補給に留意させる。活動の際は、生徒の健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限させたり休ませたり適切に判断する。また、健康診断（心電図等）で異常が認められた生徒に対しては、医師の指示に従うとともに、保護者や養護教諭等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておく。

イ 活動時に気象条件（暴風・雷等）や環境条件（気温・湿度等）について、気象庁が発表する情報等十分留意して実施するとともに、状況に応じて練習の中止や中断の判断も適切に行う。特に熱中症事故防止への対策として、活動前、活動中、活動後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康観察など健康管理を徹底する。

ウ 施設・設備・用具の整備や点検を行うなど、学校全体として安全意識を高める。また、生徒にも使用器具の危険性を理解させ、事故が起きないように注意する。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える）
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- 1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、1（1）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たって

は、上記の基準を踏まえ、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。」ただし、定期考査や大会前について例外も有り得る。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるように、レクリエーション志向で行う部活動や体力づくりを目的とした部活動にとどまらず、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

イ 区教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

区教育委員会及び校長は、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、保護者の理解と協力のもと、地域のスポーツ団体との連携、民間事業者活用等を通して、スポーツ環境整備を進める。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 区教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安を定める。

イ 校長は、上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

平成30年9月一部改訂 2 (3) 追加

各 位

教育委員会事務局 子ども部
子ども支援課長 加藤 伸昭
指導課長 佐藤 友信

平成30年度 区立幼稚園・こども園・学校・保育園の運動会等のお知らせ

区立幼稚園・こども園・学校・保育園等の秋季大運動会等開催の予定をお知らせします。

記

幼稚園・こども園 小・中学校名	日時	開始時間	終了時間	延期日	場所(所在地)	電話
麴町幼稚園 麴町小学校	9月29日(土)	8:40	14:45 ※幼稚園は 11:40 まで	9月30日(日)	麴町小学校校庭 麴町2-8	(3263)7337
番町幼稚園 番町小学校	9月29日(土)	8:30	15:00 ※幼稚園は 12:00 まで	9月30日(日)	番町小学校校庭 六番町8	(3263)3721
ふじみこども園 富士見小学校	9月29日(土)	8:40	15:00 ※こども園は 11:00 まで	9月30日(日)	富士見小学校校庭 富士見1-10-3	(3263)1006
お茶の水幼稚園 お茶の水小学校	9月29日(土)	8:35	14:40 ※幼稚園は 12:00 まで	9月30日(日)	お茶の水小学校校庭 神田猿樂町1-1-1	(3292)0414

幼稚園・こども園 小・中学校名	日時	開始時間	終了時間	延期日	場所(所在地)	電話
千代田幼稚園 千代田小学校	9月29日(土)	8:45	15:15 ※幼稚園は 12:00 まで	9月30日(日)	千代田小学校校庭 神田司町2-16	(3256)6768
昌平幼稚園 昌平小学校	9月29日(土)	8:50	14:50 ※幼稚園は 11:00 まで	9月30日(日)	昌平童夢館6階(屋上校庭) 外神田3-4-7	(3251)0448
いずみこども園 和泉小学校	9月29日(土)	8:30	15:00 ※こども園 は 11:00 まで	9月30日(日)	和泉小学校校庭 神田和泉町1	(3866)3939

※九段幼稚園・九段小学校は6月2日、麴町中学校及び神田一橋中学校は5月26日、九段中等教育学校は5月18日にそれぞれ実施済みです。

◎幼稚園・こども園 親子運動会等の日程

幼稚園・こども園名	名 称	日時・参加方法	場所(所在地)	電 話
麴町幼稚園	おやこでスポーツ	10月13日(土) 9:10 ~12:00 当日、会場へ(雨天時は体育館で実施)	麴町小学校校庭 麴町2-8	(3263)7330
九段幼稚園	げんきにあそぼ!	10月 6日(土) 9:30~11:40 当日、会場へ(雨天時は体育館で実施)	九段小学校校庭 三番町16	(3263)0567
番町幼稚園	親子スポーツデー	10月13日(土) 8:50~12:15 当日、会場へ(雨天時は講堂で実施)	番町小学校校庭 六番町8	(3263)3725
お茶の水幼稚園	ふれあいスポーツデー	10月20日(土) 9:15~11:20 当日、会場へ(講堂で実施)	お茶の水小学校講堂 神田猿樂町1-1-1	(3291)8211
千代田幼稚園	親子運動日	10月20日(土) 9:00~11:30 当日、会場へ(雨天時は体育館で実施)	千代田小学校校庭 神田司町2-16	(3256)1709
昌平幼稚園	親子運動会	10月13日(土) 8:50~11:50 当日、会場へ(雨天実施)	昌平童夢館6階(屋上校庭) 外神田3-4-7	(3251)0768
いずみこども園	親子運動会	10月20日(土) 8:50~11:40 当日、会場へ(雨天時は体育館で実施)	和泉小学校校庭 神田和泉町1	(3866)9938
ふじみこども園	運動会	10月13日(土) 8:50~12:00 当日、会場へ(雨天時は体育館で実施)	富士見小学校校庭 富士見1-10-3	(3263)1009

△認可保育園・認定こども園運動会の日程

保育園	開催日	開始時間	終了時間	場所(所在地) ※下段:雨天時	電話
麴町保育園	10月 6日(土)	9:15	12:15	麴町小学校校庭(麴町2-8) 〔麴町小学校体育館〕	(3261)7960
神田保育園	10月 6日(土)	9:15	12:00	昌平童夢館6階屋上校庭(外神田3-4-7) 〔同上〕	(3253)6258
西神田保育園	10月27日(土)	9:00	12:00	西神田公園(西神田2-3-11) 〔西神田児童センター館4階体育館(西神田2-6-2)〕	(5215)9060
四番町保育園	10月20日(土)	9:00	12:00	麴町小学校校庭(麴町2-8) 〔麴町小学校体育館〕	(3234)2269
アスク二番町保育園	10月 7日(日)	8:30	12:00	麴町小学校校庭(麴町2-8) 〔麴町小学校体育館〕	(3288)8151
ポピンズナーサリー スクール一番町	10月27日(土)	9:00	12:00	麴町中学校校庭(平河町2-5-1) 〔麴町中学校体育館〕	(3230)2105
ほっぺるランド 西神田	10月 6日(土)	10:00	12:00	西神田児童センター体育館(西神田2-6-2)	(5212)6016
あい保育園東神田	9月30日(日)	10:30	12:00	ちよだパークサイドプラザ多目的ホール(神田和泉町1)	(5809)2578
クレアナーサリー 市ヶ谷	9月22日(土)	9:30	12:30	富士見小学校体育館(富士見1-10-3)	(6265)6187

保育園	開催日	開始時間	終了時間	場所(所在地) ※下段:雨天時	電話
グローバルキッズ 六番町園	10月27日(土)	9:30	11:30	番町小学校校庭(六番町8)	(3230)7161
グローバルキッズ 飯田橋こども園	10月20日(土)	乳児 9:15 幼児 12:45	乳児 11:00 幼児 15:00	グローバルキッズ飯田橋こども園室内競技場 (富士見2-14-37)	(3230)1811
神田淡路町保育園 大きなうち	9月22日(土)	9:30	12:00	千代田小学校校庭(神田司町2-16) [千代田小学校体育館]	(6260)9555

※グローバルキッズ飯田橋園は6月2日に実施済です。

平成30年度 教育広報かけはし 掲載案

教育委員会資料
平成 30年9月11日
子ども総務課

年3回発行

		109号 H28年6月17日発行	112号 H29年6月16日発行	115号 H30年6月1日発行
1	1	入園式・入学式特集	入園式・入学式特集	入園式・入学式特集
	2			
	3			
	4			
2	1	子ども・子育てに関する相談受付 特集 ・子育てに困ったとき ・いじめ相談 ・教育相談 ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー ・子育てコーディネーター	平成29年度次世代育成関連予算と主な事業 (2,3面)	平成30年度次世代育成関連予算と主な事業
	2			
	3			
	4			
3	1		学校説明会	いじめ問題特集 SNSのルールについて
	2			
	3			
	4			
4	1	共育ビジョン概要	平成29年度次世代育成関連予算と主な事業 (2,3面)	学校説明会のお知らせ
	2	中学1年生合宿	天体観望会	
	3	新しく赴任した校長、園長先生		
	4	行事予定表（6月～12月）		

		110号 H28年12月16日発行	113号 H29年12月7日発行	116号 H30年12月 日発行	
1	1	あい・ぽーと麹町の開設	各保育園の遠足の報告	TGG（東京グローバルゲートウェイ）	
	2				
	3				
	4				
2	1	文化祭（中学、中等）	区立小・中・中等教育 学校の紹介	中学校、中等教育学校の 研修・合宿の紹介 ・選択型合宿(麹町7月) ・海外研修(中等11月) ・英語合宿(中等12月) ・選択型合宿(神-2月) ※これからの実施含む	
	2				
	3				
	4				
3	1	研究協力校園の発表		区立小・中・中等教育 学校の紹介	中学校、中等教育学校の 研修・合宿の紹介 ・選択型合宿(麹町7月) ・海外研修(中等11月) ・英語合宿(中等12月) ・選択型合宿(神-2月) ※これからの実施含む
	2				
	3				
	4				
3	1	区立小学校連合音楽会	区立小・中・中等教育 学校の紹介	学力調査、体力調査の 結果から	
	2	九段中等教育学校10周年記念式典			
	3	学校支援活動団体へ感謝状の贈呈			
	4	学力調査、体力調査の結果から			
4	1	CES活動の紹介	学力調査、体力調査の 結果から	子育て・教育に関する 各種手当や助成の紹介 9月開設の認可保育所	
	2	行事予定表（12月～3月）			
	3	学校保健会だより			
	4	教育委員会の開催状況			
4	1	学校保健会だより	学校保健会だより	CES活動の紹介	
	2	教育委員会の開催状況			
	3	教育委員会の開催状況			
	4	教育委員会の開催状況			

		111号 H29年3月10日発行	114号 H30年3月8日発行	117号 H31年3月 日発行
1	1	連合作品展	中学生東京駅伝大会	子どもの遊び場 (仮称)くだんこどもひろばの開設
	2			
	3			
	4			
2	1	ウエストミンスター派遣報告	道徳の教科化 小学校の外国語学習	研究協力校園の発表
	2	旧永田町小 子どもの遊び場事業	連合作品展	連合作品展
	3			
	4			
3	1	ミニバス大会	研究協力校園の発表	ウエストミンスター派遣報告
	2	来年度開設予定の保育施設		
	3	児家セン、児童館のイベント、プログラム紹介		
	4			
4	1	中学生東京駅伝大会	CES活動の紹介	中学生東京駅伝大会
	2	教育委員会の開催状況（11～3月）	教育委員会の開催状況	教育研究所の活動
	3	学校保健会だより	学校保健会だより	教育委員会の開催状況
	4	行事予定表（H29年4月～3月）	行事予定表（H30年4～3月）	行事予定表（H31年4～3月）

平成31年度 千代田区立 幼稚園・幼保一体施設・こども園 入園案内



〈お問い合わせ先〉

千代田区子ども部 子ども支援課入園審査係

〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1

(区役所本庁舎2階) TEL: 03-5211-4119

1 施設概要

(1) 幼稚園

区立小学校に併設されており、3歳児から入園できます。

(2) 幼保一体施設

幼稚園教育を継承しつつ、3歳未満児の認可外保育施設を併設した保育園、幼稚園及び小学校の連携施設です。

(3) こども園

保育園と幼稚園を一体的に運営し、0歳児から就学前のお子さんを一貫して育成する千代田区型幼保一元施設です。

施設	開園時間	休業日	給食	保育料
幼稚園 ・麴町幼稚園 （麴町2－8） ・九段幼稚園 （三番町16） ・番町幼稚園 （六番町8） ・お茶の水幼稚園 （神田猿楽町1-1-1※ ₁ ）	9時～14時 年齢や曜日等により異なります。 ※預かり保育については、8ページ14をご覧ください。	土曜日※ ₃ 日曜日 祝日 夏季休業日 冬季休業日 春季休業日 都民の日 開園記念日 ※上記休業日に行事等を実施すると、振替休業日があります。	なし 弁当持参	9～11 ページ参照
幼保一体施設 （短時間※ ₂ ） ・千代田幼稚園 （神田司町2-16） ・昌平幼稚園 （外神田3-4-7）			あり	
こども園 （短時間※ ₂ ） ・いすみこども園 （神田和泉町1） ・ふじみこども園 （富士見1-10-3）				

※₁ 改修工事のため、平成31年度中に仮園舎(富士見1-1-6)へ移転予定。

※₂ 短時間とは、幼稚園教育要領に基づく教育時間(4時間)です。

※₃ 年8回程度の振替休業日のない土曜保育(午前中のみ)を実施

2 応募資格

千代田区内に住所を有する次の幼児

対象年齢	生 年 月 日
3歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ
4歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ
5歳児	平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ

※ 住民登録があっても居住実態がない方の応募はできません。

※ 転入予定の方は入園申し込みができません。転入後の申し込みとなります。

3 通園区域

原則として、**小学校の通学区域の園**への入園申し込みとなります。11 ページ 表「通園区域一覧」をご覧ください。

通園区域以外の園を申し込む場合、優先順位が低くなります。

ただし、特別な事情があり通園区域外の園に通うことが望ましい場合は、通園区域外の園を自区域の園として希望できます（5 ページ 「8 通園区域変更手続き」参照）。

4 募集人数

（1）幼稚園

幼稚園名	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
麴 町 幼 稚 園	35名(35)	若干名(35)	若干名(35)
九 段 幼 稚 園	35名(35)	若干名(35)	若干名(35)
番 町 幼 稚 園	35名(35)	若干名(35)	若干名(35)
お 茶 の 水 幼 稚 園	20名(20)	若干名(35)	15名程度(35)

（2）幼保一体施設

幼保一体施設名	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
千代田幼稚園（短時間保育のみ）	15名(15)	名簿登録のみ(15)	若干名(15)
昌平幼稚園（短時間保育のみ）	15名(15)	若干名(15)	若干名(15)

（3）こども園

こども園名	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
いずみこども園（短時間保育のみ）	15名(15)	若干名(15)	若干名(15)
ふじみこども園（短時間保育のみ）	25名(25)	名簿登録のみ(22)	若干名(22)

※ 4・5 歳児の募集人数等については、変更になる場合があります。子ども支援課へお問い合わせください。

※（ ）内は定員を示しています。

※ 「名簿登録」については、6 ページ 「11 定員に達している歳児への入園を希望する場合（名簿登録）」をご覧ください。

5 入園申込書の配布

（1）入園申込書配布期間

平成30年10月5日（金）～11月8日（木）（土曜・日曜・祝日を除く）

（2）配布場所及び時間

① 幼稚園・幼保一体施設・こども園の各園

午後2時～午後4時

② 子ども支援課、各出張所

午前8時30分～午後5時15分

※ 千代田区ホームページからは、入園申込書はダウンロードできません。

6 入園申し込みの受け付け

(1) 入園申し込み受付期間及び時間

平成30年11月5日(月)・6日(火)・8日(木) 午後2時～午後4時

(2) 受付場所

入園を希望する園

※ 子ども支援課や各出張所では、入園申し込みの受け付けはできません。

※ 通園区域変更での入園申し込みの場合は、事前に子ども支援課への申請、承認が必要です(5ページ「8 通園区域変更手続き」参照)。

(3) 提出書類

入園を希望する園へ、以下の書類を提出してください。

- ① 入園申込書
- ② 保育支給認定申請書
- ③ 住民票：3ヶ月以内に発行された世帯全員とその続柄が記載されているもの
- ④ 公共料金の明細等：3ヶ月以内に発行された電気、水道、ガスの公共料金の領収書・検針票(コピー可)

※ 公共料金の契約名義が保護者でない場合は、名義人の同居証明書を添付してください。

※ 公共料金の領収書・検針票を紛失し、入園申し込み期間に提出することができない場合は、不動産売買(賃貸)契約書のコピーを添付し、その後発行された領収書等を再度希望する園へ提出してください。再提出が確認出来ない場合、入園申し込みが無効になる場合があります。疑義のある場合は居住実態の確認をすることがあります。

※ 転入直後で、公共料金の領収書等の準備ができない場合は、不動産売買(賃貸)契約書のコピーをご提出ください。

◎ 上記①～④の必要書類が一つでも足りない場合は、受け付けすることができません。

※ 入園申し込みは、1人につき1園です。重複申し込みはすべて無効とします。

※ 兄弟同時に申し込みの場合は、兄弟それぞれの入園申込書を提出してください。

※ 入園の申し込み時に1人につき1つの受付番号を交付します。この受付番号は入園の可否を確認する際に必要なものとなりますので、大切に保管してください。

(4) 入園停止期間 平成30年10月25日(木)～12月2日(日) (5歳児クラスを除く)

平成31年4月入園者が決定するまで、現在の3・4歳児クラスへの入園を停止します。

上記の入園停止に伴い、平成30年度途中入園の申し込み受け付けも平成30年10月15日(月)から12月2日(日)まで停止します。

7 選考方法及び募集人数を超えた場合の決定

(1) 申込者数が募集人数より少なかった場合

各園において健康診断と面接を受けていただき、入園者を決定します。

(2) 申込者数が募集人数を超えた場合

下記に示した優先順位に応じて入園者を決定します。抽選での選考は行いません。

同優先内で順位が並んだ場合は、父母の通園区域内（通園区域が要件にない優先では千代田区内）における入園希望日までの引き続く合計居住期間が長い世帯順で決定します。

※居住期間が同じ場合のみ、抽選により決定します。

(3) 優先順位

① 幼稚園（幼保一体施設を除く）・こども園（短時間保育）

第1優先 … 平成28年4月1日以前から申し込み日まで引き続き通園区域内に居住し、既に兄弟が通園している幼児※

第2優先 … 平成28年4月1日以前から申し込み日まで、引き続き通園区域内に居住している幼児

第3優先 … 平成28年4月2日以降から申し込み日まで引き続き通園区域内に居住し、既に兄弟が通園している幼児※

第4優先 … 平成28年4月2日以降から申し込み日まで、引き続き通園区域内に居住している幼児

第5優先 … 平成30年10月2日以降から申し込み日まで引き続き通園区域内に居住し、既に兄弟が通園している幼児※

第6優先 … 平成30年10月2日以降から申し込み日まで、引き続き通園区域内に居住している幼児

第7優先 … 申し込み日現在、通園区域外に居住している幼児

※ 「既に兄弟が通園している」とは、申し込み時に兄弟が申し込み園の3・4歳児クラスに在園しており、入園後1年以上兄弟と通園が可能な幼児が対象です。

② 幼保一体施設（千代田幼稚園・昌平幼稚園（短時間保育））

第1優先 … 通園区域内に居住しており、既に兄弟が千代田幼稚園・昌平幼稚園に通園もしくは併設の保育園・小学校に通学している幼児※

第2優先 … 通園区域内に居住している幼児

第3優先 … 申し込み時に併設保育施設に通園している幼児

第4優先 … 申し込み日現在、通園区域外に居住している幼児

※ 入園後1年以上兄弟と通園・通学が可能な幼児が対象です。



8 通園区域変更手続き

特別な事情があり、通園区域外の園に通園することが望ましいと考えられる場合、通園区域外の園を自区域の園として一度だけ入園申し込みすることができます。

※ 通園区域変更は希望園への入園を確約するものではありません。

※ 審査の結果、通園区域の変更を認められない場合があります。その場合は、区域外の園として申し込むか、自区域の園を含めた他園を選びなおすかを選択し、入園の申し込みをしてください。

(1) 通園区域変更の要件

次のいずれかの要件に該当する場合、通園区域の変更申請ができます。

① 区内で転居予定の場合

住宅の購入、改築等により、入園日までの転居が確実である場合。

住居の建て替えによる一時的な転居をしており、転居前の通園区域を希望する場合。

※ 居住期間の長さは、転居日を起算日とします。また、一時的な転居の場合は、一時転居していた期間を居住期間に加算します。

② 兄弟が既に在園している場合

未就園児の兄弟が、既に何らかの事情により別の区域の園へ入園している場合。

(幼保一体施設は、兄弟が別区域の小学校に通学している場合も可)

※ 居住期間の長さは、申し込み希望園に在園中の兄弟が入園した日を起算日とします。

(幼保一体施設の場合は、兄弟が千代田幼稚園・昌平幼稚園もしくは併設の小学校に入園・入学した日を起算日とします。)

③ 地理的理由

登園の安全・安心の確保について、個別に懸念される理由により、自区域以外の園を希望する場合。

※ 居住期間の長さは、現在の住所での居住歴の長さとしています。

④ その他

上記①～③を除き、特別な事情が認められる場合。

(2) 受付期間及び時間

平成30年10月22日(月)～24日(水) 午前8時30分～午後5時15分

(3) 受付窓口

千代田区役所2階 子ども支援課

※ 各園や各出張所では、通園区域変更申請の受け付けはできません。

※ 区内で転居予定での申し込みの場合は、売買契約書・建築請負契約書・賃貸借契約書等のいずれかの写しを一緒に提出してください。

(4) 結果通知

通園区域変更の結果は、平成30年10月下旬頃に発送いたします。

通園区域外の園に入園した場合、小学校への入学の際には、本来指定された通学区域の小学校への入学が原則です。詳しくは学務課へご相談ください。

9 入園決定について

(1) 発表日及び時間

平成30年11月16日(金) 午後1時

(区ホームページ、区役所子ども支援課前にて発表)

※ 電話でのお問い合わせは、11月16日(金)午後1時から子ども支援課にて、受け付けます。
それ以前のお問い合わせには、一切お答えできませんので、ご注意ください。

(2) 面接及び健康診断

面接及び健康診断は、申し込み時に各園から渡される通知をご確認ください。

10 入園決定発表日に入園が決まらなかった方

発表日以降に、あらためて子ども支援課から意向調査書を送付いたしますので、そちらに希望園をご記入いただき、期日までに子ども支援課あてに返信してください。後日、ご案内できる園をお知らせします。

なお、ご案内の優先順位は、父母が千代田区内において入園希望日までに引き続き居住している合計期間の長い世帯順で決定します。ただし、入園手続きは通園区域内の園に入園できなかった方を優先して行います。

そのため、当初通園区域外の園を希望して入園できなかった場合、意向調査の際に通園区域内の園を希望されても入園できないことがあります。

11 定員に達している歳児への入園を希望する場合(名簿登録)

平成31年4月の入園申し込み開始時点で、既に定員に達している歳児に申し込みを希望する場合は、名簿登録が必要となります。名簿登録をいただいた方については、登録園で欠員が生じた場合、名簿登録順に入園手続きのご連絡をいたします。なお、名簿登録ができるのは1園のみです。

(1) 申込期間及び時間

平成30年11月5日(月)・6日(火)・8日(木) 午前8時30分~午後5時15分

(2) 受付窓口

千代田区役所2階 子ども支援課 ※ 各園や各出張所では、名簿登録の受け付けはできません。

(3) 名簿登録順位

上記の申込期間に登録をいただいた方については、父母が千代田区内において、入園希望日までに引き続き居住している合計期間の長い世帯順で決定し、それ以降は先着順で名簿登録します。

(4) 有効期間

平成31年度内(5歳児については9月末日までとし、10月以降は案内しません。)

(5) その他

平成30年度から名簿登録されている方は、別途お送りする案内に従って更新手続きをしてください。現在の順位を引き継ぐことができます。

12 入園にあたっての注意

(1) 通園条件

幼児の安全確保のため、保護者の送迎が必要となります。

(2) 入園許可

入園の許可は、入園申し込みを受けた後に提出していただいた書類と各園における面接及び健康診断の結果により決定します。

入園許可通知書については、居住実態調査後、平成31年1月下旬頃に送付いたします。

※ 各園における面接及び健康診断の結果によって、園における集団生活の中で支援が必要と思われる場合は、相談をさせていただく場合があります。

13 保育園との併願調整について

平成31年4月の幼稚園・幼保一体施設（短時間）・こども園（短時間）の入園申し込みをした児童が保育園の入園申し込みをする場合、保育園入園審査時の入園順位が下がります。

(1) 認可保育園・認定こども園（長時間）

- 1位 千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 2位 千代田区民（入園希望日までに転入する方を含む）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3位 **幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方（4月入園のみ）**
- 4位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）
- 5位 千代田区外に居住、保護者が千代田区在勤で、世帯の指数を計算し、指数の高い順

(2) こども園（長時間）

- 1位 いずみこども園は和泉橋出張所管内、ふじみこども園は富士見小学校通学区域内（以下「管内」）在住者で、千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 2位 管内在住者で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3位 上記以外の千代田区内在住者で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 4位 **幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方（4月入園のみ）**
- 5位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）

(3) 幼保一体施設（長時間）

- 1位 幼保一体施設内保育園を修了する児童
- 2位 併設小学校通学区域（以下「区域」）内在住者で、千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3位 区域内在住者で、併設小学校、併設幼稚園、併設保育園に兄弟姉妹が在学・在園している児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 4位 区域内在住者で、保護者の千代田区における入所希望日までの引き続く合計居住期間の長い順
- 5位 上記以外の千代田区内在住者の児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 6位 **幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方（4月入園のみ）**
- 7位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）

※ 4位で、同期間の場合は、世帯の指数を計算し、指数の高い順です。

14 預かり保育

園の教育時間終了後に、保護者が一時的な事由により、延長して預ける必要がある場合、在籍園で預かり保育を実施しています。

(1) 幼稚園・幼保一体施設

① 実施時間

通常教育時間終了後から午後4時 30 分までの間で、保護者が希望する時間（園、曜日によって異なります。）

② 料 金

2時間につき 200 円

(2) こども園

① 実施時間

通常教育時間終了後から午後6時 30 分までの間で、保護者が希望する時間

② 料 金

2時間につき 200 円

おやつ代 100 円・給食代 300 円

◎ 3歳児は入園したのち、各園の判断で実施します。

◎ 行事等により預かり保育を実施していない日があります。園によって内容や実施日、時間が異なりますので、詳細は各園にお問い合わせください。

15 転園について

転園ができるのは、原則として次の場合に限ります。

① 入園申し込みをした際に通園区域の園がすでに定員に達していて、やむを得ず通園区域外の園に通園している幼児

② 区内転居により、通園区域に変更があった場合

◎ 上記以外の自己都合による転園は、できません。

◎ 在籍園に退園届を提出した後、新しい園へ入園申込書を提出してください。

16 退園について

区外へ転出した場合は、退園になります。また、一定の要件に該当した場合は、退園の措置をとることがあります。

【保育料】

保育料の無償化が検討されているため、今後変更になる可能性があります。

※ 保育料は4～7月分と、9～翌3月分の年2回最新の住民税課税額で決定します。

※ 8月は保育料を徴収しません。

※ 所得割額の算定には配当控除、外国税額控除、住宅取得控除、寄付金控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除等の税額控除は適用しません。

※ 平成30年1月2日以降に千代田区に転入された方は、平成30年度の課税証明書が必要です。平成30年度の課税証明書は、平成30年1月1日に住民登録をされていた自治体で取得できます。

麴町・番町・九段・お茶の水幼稚園保育料表（給食提供なし）

階 層		区 分	保育料の額 (月額:円)
A		生活保護世帯	0
B		特別区民税が非課税の世帯	0
C		特別区民税が均等割額のみの世帯	0
D	1	特別区民税所得割額が 47,700円未満の世帯	0
	2	〃 58,200円未満の世帯	100
	3	〃 68,000円未満の世帯	1,100
	4	〃 90,600円未満の世帯	1,900
	5	〃 113,000円未満の世帯	2,800
	6	〃 135,600円未満の世帯	3,600
	7	〃 158,000円未満の世帯	4,300
	8	〃 180,600円未満の世帯	4,900
	9	〃 180,600円以上の世帯	5,500

幼保一体施設、こども園保育料表（給食提供あり）

階 層		区 分	保育料の額 (月額:円)
			短時間保育
A		生活保護世帯	0
B		特別区民税が非課税の世帯	0
C		特別区民税が均等割額のみの世帯	4,000
D	1	特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	4,000
	2	〃 58,200円未満の世帯	4,100
	3	〃 68,000円未満の世帯	5,100
	4	〃 90,600円未満の世帯	5,900
	5	〃 113,000円未満の世帯	6,800
	6	〃 135,600円未満の世帯	7,600
	7	〃 158,000円未満の世帯	8,300
	8	〃 180,600円未満の世帯	8,900
	9	〃 180,600円以上の世帯	9,500

【保育料の減免】

● 多子世帯の保育料減額

同一世帯に子どもが2人以上いる場合、当該児童の認定号数および階層により、下記のとおり減額または免除します。

・第1号認定の児童（満3歳以上の幼稚園、こども園短時間クラス在園児）

◎ A～D4 階層の場合

年齢に関わらず世帯児童数を数え、当該児童が第2子にあたる場合は50%減額、第3子以降にあたる場合は全額免除します。

◎ D5～D9 階層の場合

小学校3年生以下の世帯児童数を数え、当該児童が第2子にあたる場合は50%減額、第3子以降にあたる場合は全額免除します。

・第2号認定の児童（満3歳以上の認可保育園等在園児、または幼稚園・こども園短時間クラス在園児で、認可保育園等の入園申し込みをしている在園児）

・第3号認定の児童（0歳から満3歳未満の認可保育園等在園児）

◎ A～D2 階層の場合

年齢に関わらず世帯児童数を数え、当該児童が第2子に当たる場合は50%減額、第3子以降に当たる場合は全額免除します。

◎ D3～D21 階層の場合

就学前の世帯児童数を数え、就学前児童の第1子が認可保育園、幼稚園（幼保一体施設含む）、こども園（認定こども園含む）、地域型保育事業、認証保育所、区補助対象保育室等に入園しており、当該児童が第2子にあたる場合は50%減額、第3子以降にあたる場合は全額免除します。

（多子世帯の保育料減額のイメージ）

○ 第1号認定でA～D4階層、第2・3号認定でA～D2階層の場合

	(年少)			(年中)		(年長)				
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4以上
第1・2・3号認定 共通				 第3子 (免除)		 第2子 (半額)				 第1子
年齢の上限なくカウントする										

○ 第1号認定でD5～D9階層、第2・3号認定でD3～D21階層の場合

	(年少)			(年中)		(年長)				
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4以上
第1号認定	 第3子 (免除)			 第3子 (免除)		 第2子 (半額)			 第1子	小4以上は カウントしない
第2号認定 第3号認定						 第1子 (全額)	小1以上はカウントしない			

● ひとり親世帯等の保育料減額

ひとり親世帯等でA～D4階層の児童の場合、年齢に関わらず世帯児童数を数え、当該児童が第1子に当たる場合は50%減額、第2子以降に当たる場合は全額免除します。

※ ひとり親世帯等とは

母子・父子家庭や障害者（児）のいる世帯および生活保護法に規定する要保護者に準ずる世帯をいいます。

（ひとり親世帯等の保育料減額のイメージ）

○ A～D4階層の場合

	(年少) (年中) (年長)									
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4以上
ひとり親世帯等				 第2子 (免除)		 第1子 (半額)	 年齢の上限なくカウントする			

【通園区域一覧】

園 名		通 園 区 域
幼 稚 園	魏町幼稚園 (3263-7330)	霞が関一・二・三丁目、永田町一・二丁目、隼町、平河町一・二丁目、 魏町一・二・三・四丁目、一番町、二番町(1・3・5・9・11)、 皇居外苑、千代田
	九段幼稚園 (3263-0567)	三番町、四番町(1・2・3・8・11)、 九段南二・三・四丁目、九段北三・四丁目
	番町幼稚園 (3263-3725)	魏町五・六丁目、紀尾井町、二番町(2・4・6・7・8・10・12・14)、 四番町(4・5・6・7・9)、五番町、六番町
	お茶の水幼稚園 (3291-8211)	大手町一丁目(4)、一ツ橋一・二丁目、神田神保町一・二・三丁目、 神田三崎町一・二・三丁目、西神田一・二・三丁目、神田猿樂町一・二丁目、 神田駿河台一・二丁目、神田駿河台三丁目(1・3・5・7・9・11)、 神田駿河台四丁目(1・3・5)、 神田錦町一・二・三丁目、神田小川町二・三丁目
幼 保 一 体 施 設	千代田幼稚園 (短時間保育) (3256-0179)	丸の内一・二・三丁目、大手町一丁目(1～3・5～9)、大手町二丁目、 内幸町一・二丁目、有楽町一・二丁目、日比谷公園、 神田美土代町、内神田一・二・三丁目、神田司町二丁目、神田多町二丁目、 神田須田町一丁目(7・16・18・20・22・24・26・28・30・32・34)、 神田須田町二丁目、鍛冶町一・二丁目、神田鍛冶町三丁目、神田紺屋町、 神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、 岩本町一丁目(1～6)、岩本町二丁目(1～8)、岩本町三丁目(1・2)、 神田西福田町、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町
	昌平幼稚園 (短時間保育) (3251-0768)	神田駿河台三丁目(2・4・6)、神田駿河台四丁目(2・4・6)、 神田小川町一丁目、神田淡路町一・二丁目、 神田須田町一丁目(1～6・8～15・17・19・21・23・25)、 外神田一・二・三・四・五・六丁目
こ ど も 園	いずみこども園 (短時間保育) (3866-9938)	岩本町一丁目(7～14)、岩本町二丁目(9～19)、 岩本町三丁目(3～11)、東神田一・二・三丁目、神田和泉町、 神田佐久間町一・二・三・四丁目、神田平河町、神田松永町、 神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練塀町、神田相生町
	ふじみこども園 (短時間保育) (3263-1009)	北の丸公園、九段南一丁目、九段北一・二丁目、 富士見一・二丁目、飯田橋一・二・三・四丁目

「千代田区児童育成手当条例」の一部改正について

1 改正理由

国の所得税法の一部改正により、所得税法第2条第1項に規定する「控除対象配偶者」の定義が改正された（※下記 参考の通り）。

これに伴い、該当する千代田区児童育成手当条例の一部を改正する。

2 改正内容

条例第4条第2項第2号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

なお、適用時期については、児童育成手当では対象者の前年（ただし、1～5月分の手当については前々年）の所得をもって受給資格の判定を行っているところ、改正後の所得税法が平成30年分以後の所得税について適用となることから、改正後の規定は平成31年6月分の手当から適用する。

4 添付資料

条例新旧対照表 別添の通り

※参考

改正前

改正後

- | | | | | | |
|---|----------------|---|---|----------------|--|
| 1 | 控除対象配偶者 | → | 1 | 同一生計配偶者 | 本人年収制限無し、配偶者の年収103万円以下（改正前の控除対象配偶者とイコール） |
| | | | 2 | 控除対象配偶者 | 本人年収1,220万円以下、配偶者の年収103万円以下 |

新旧対照表

○千代田区児童育成手当条例

新（改正後）	旧（現 行）
○千代田区児童育成手当条例 昭和46年10月 5 日条例第14号 千代田区児童育成手当条例 第 1 条から第 3 条 現行に同じ （支給要件） 第 4 条 現行に同じ 2 現行に同じ （1） 現行に同じ （2） 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 （3）及び（4） 現行に同じ 第 5 条以降 現行に同じ <u>附 則</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の第 4 条第 2 項の規定は、平成31年 6 月分の手当から適用し、同年 5 月以前の月分の手当については、なお従前の例による。</u>	○千代田区児童育成手当条例 昭和46年10月 5 日条例第14号 千代田区児童育成手当条例 （2） 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

「千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」の一部改正について

1 改正理由

国の所得税法の一部改正により、所得税法第2条第1項に規定する「控除対象配偶者」の定義が改正された。その改正に合わせ、児童扶養手当法では、手当の所得制限限度額を定める際の扶養親族等のうち、「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」に改正された（参考 ※下記の通り）。

東京都の、ひとり親家庭等医療費助成事業の対象者に係る所得制限は、児童扶養手当制度に準拠していることから、東京都のひとり親家庭等医療費助成実施要綱及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例参考例について、所要の改正が行われた。

これに伴い、千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する。

2 改正内容

条例第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

なお、適用時期については、ひとり親家庭等医療費助成事業の対象者に係る所得制限にあたっては、対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者の前々年の所得により判定を行っている。

改正後の所得税法は、平成30年分以後の所得税について適用となるため、ひとり親家庭等医療費助成事業においては、平成32年1月1日適用開始とする。

4 添付資料

条例新旧対照表 別添の通り

※参考

改正前

改正後

- | | | | | | |
|---|----------------|---|---|----------------|--|
| 1 | 控除対象配偶者 | → | 1 | 同一生計配偶者 | 本人年収制限無し、配偶者の年収103万円以下（改正前の控除対象配偶者とイコール） |
| | | | 2 | 控除対象配偶者 | 本人年収1,220万円以下、配偶者の年収103万円以下 |

新旧対照表

○千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
○千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 （所得の制限） 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった年の翌々年の1月1日から1年間は対象者としな い。 （1）ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びにその者の扶養親族等でない児童でその者が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき （2）（現行に同じ） 2 及び 3 （現行に同じ） 附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の第4条第1項の規定は、平成32年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成31年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、<u>なお従前の例による。</u>	○千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 （所得の制限） 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった年の翌々年の1月1日から1年間は対象者としな い。 （1）ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びにその者の扶養親族等でない児童でその者が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき （2）（略） 2 及び 3 （略）

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
平成30年9月11日
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 / ○教育長出席予定行事

月	日	曜	時刻	場 所 等	行 事 (事 業 名)	備 考
9	11	火	10:30～ 15:00～ 18:30～	あい・ぽーと麹町（児童・家庭支援センター） 教育委員会室（子ども総務課） 401会議室（子ども総務課）	子育てサポート利用会員登録説明会 教育委員会第15回定例会◎ 青少年委員会第5回定例会	
9	12	水				
9	13	木	10:00～ 10:30～ 11:00～	神田児童館 一番町児童館 あい・ぽーと麹町	ベビープログラム第2回（全4回） 子育てまつりパート2 弾き語りよみきかせ	
9	14	金				
9	15	土	8:30～ 15:00～	九段中等教育学校 西神田児童センター	九段祭～19日まで（公開日は15～16日） ちいさなお茶会	
9	16	日	9:00～	一番町児童館	日曜開放	
9	17	月				
9	18	火	11:00～	西神田児童センター	よちよちタイム ベビーマッサージ	
9	19	水	10:45～ 14:00～	神田児童館 あい・ぽーと麹町	よちよちタイム「ベビー体操」 親子&キッズバレエ（3クラス）	
9	20	木	10:00～ 10:00～	神田児童館 あい・ぽーと麹町	ベビープログラム第3回（全4回） ふれあい体操	
9	21	金	10:30～ 11:00～	あい・ぽーと麹町 あい・ぽーと麹町	おやこdeえいご ヘッドマッサージ	
9	22	土	11:00～ 14:00～	九段小学校（三番町） 西神田児童センター	九段小学校・幼稚園落成を祝う会 パネルシアター公演	教育委員出席
9	23	日				
9	24	月				
9	25	火	15:00～	教育委員会室（子ども総務課）	教育委員会第16回定例会◎	教育委員出席
9	26	水				
9	27	木	10:00～ 10:55～	神田児童館 富士見わんぱくひろば	ベビープログラム第4回（全4回） 幼児クラブ合同運動会	
9	28	金				

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
平成30年9月11日
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 / ○教育長出席予定行事

9	29	土				
9	30	日				
10	1	月	10:00～ 10:30～	あい・ぽーと麹町 神田児童館	リトミック（2クラス） リラックスヨガ②第3回（全6回）	
10	2	火	10:15～	西神田児童センター	よちよちタイム 親子体操	
10	3	水	14:00～	あい・ぽーと麹町	親子&キッズバレエ（3クラス）	
10	4	木				
10	5	金	10:30～	あい・ぽーと麹町	おやこdeえいご	
10	6	土				
10	7	日	9:00～	九段中等教育学校	学校説明会②	
10	8	月				
10	9	火	10:00～ 15:00～ 18:30～	教育委員会室（子ども総務課） 教育委員会室（子ども総務課） 401会議室（子ども総務課）	校園長会 教育委員会第17回定例会◎ 青少年委員会第6回定例会	教育委員出席
10	10	水	13:10～ 14:00～	群馬県嬬恋村（指導課） 九段中等教育学校 あい・ぽーと麹町	嬬恋自然体験交流教室①（九段小・お茶の水小 ～12日まで） キャリア教育講演会（後期課程） ヘッドマッサージ	
10	11	木	10:00～ 10:15～ 11:00～	あい・ぽーと麹町 神田児童館 あい・ぽーと麹町	ふれあい体操 1・2歳児親子体操クラブ②第1回（全3回） 弾き語りよみきかせ	
10	12	金	10:30～	あい・ぽーと麹町（児童・家庭支援センター）	子育てサポート利用会員登録説明会	
10	13	土	10:30～ 14:30～ 15:00～	西神田児童センター 九段中等教育学校 西神田児童センター	小学生親子アロマ講習会ハンドクリーム作り 九段コズミック② ちいさなお茶会	
10	14	日	9:30～	外濠公園総合グラウンド	第56回区民体育大会	
10	15	月	10:00～ 10:30～	あい・ぽーと麹町 神田児童館	親子ヨガ リラックスヨガ②第4回（全6回）	

「広報千代田」
9月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 24件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
子育て推進課	外国人学校の児童・生徒の保護者の方へ補助金を交付	補助金の周知	10月2日(火)まで		
児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会。	10月12日(金)10時30分～11時30分	あい・ぽーと麹町(三番町7)	NP0法人 あい・ぽーとステーション
児童・家庭支援センター	1・2歳児親子体操クラブ第2期	発達に応じた運動遊びを親子で楽しむ①1歳半～2歳児クラス②1歳～1歳半クラス	10月11日(木)・18日(木)・25日(木)(全3回)①10時15分～10時55分②11時5分～11時45分	神田児童館 遊戯室	
児童・家庭支援センター	子育てひろば「はるにれ」保育・子育て講座	①幼稚園ってどんなところ？②育児における食の安全③洗剤のはなし	①10月3日(水)②11月5日(月)いずれも10時30分～11時30分③12月12日(水)13時30分～14時30分	共立女子大学6号館1階(神田神保町3-27)	共立女子大学発達相談・支援センター
子ども施設課	区民宿泊施設　メレーズ軽井沢・湯河原千代田荘	繁忙期(年末年始)の予約申し込みの概要と、通常期の申し込み方法、区民料金等の案内	12月31日(火)～平成31年1月3日(水)	メレーズ軽井沢	
文化振興課	3331絵画クラブ「油絵」	初めての方も安心して参加できる絵画教室	10月2日(火)～12月18日(火)の毎週火曜(10月30日を除く)	アーツ千代田3331	アーツ千代田3331
文化振興課	「第12回　国際オーボエコンクール・東京」入賞者＆審査委員コンサート	将来のトップ・オーボエ奏者となるコンクールの入賞者たちと、現トップ・オーボエ奏者の審査委員たちによる、オーボエの音色を堪能するプログラム	10月6日(土)～10月7日(日)	紀尾井ホール	(公財)ソニー音楽財団
文化振興課	スポーツが作ったアメリカ実験国家の社会形成と文化創造	スポーツの持つ社会形成や可能性を考える。	11月14日(水)19時～20時30分	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館

「広報千代田」
9月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 24件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
文化振興課	江戸城登城ウォーク	将軍の城であり、近世最大の城郭であった江戸城跡を歩きます。	11月3日(土・祝) ①9時～12時②13時30分～15時30分	皇居外苑・皇居東御苑	日比谷図書文化館文化財事務室
文化振興課	地域の歴史を知る講座「外神田 広がっていく町の歴史」	遺跡発掘調査などで明らかになった外神田周辺の江戸時代の様子について解説します。	10月27日(土)14時30分～15時30分	神田公園出張所	日比谷図書文化館文化財事務室
文化振興課	地域の歴史を知る講座「神保町の近代」	近代の神保町のあゆみを古写真や絵葉書、地図などを用いて解説します。	11月17日(土)14時～15時30分	神保町出張所	日比谷図書文化館文化財事務室
文化振興課	お能を体験してみよう	敷居が高いと思われがちな能楽に、身近に触れる体験型ワークショップ	10月2日(火)～1月12日(土)	紫山会館	
文化振興課	ちよだ芸術祭2018	芸術家と芸術を愛する人たちが集う音楽芸術の祭典	10月13日(土)13時	区民ホール	かんだ歌宴
文化振興課	新内多賀太夫の会	江戸浄瑠璃の代表「新内節」の会	11月2日(金)18時30分～	紀尾井ホール	
生涯学習・スポーツ課	体力測定会	小学生以上を対象に体力測定会を開催する。	10月8日(月・祝)10時～15時	スポーツセンター	
生涯学習・スポーツ課	成人水泳教室Ⅱ	中学生を除く15歳以上の方を対象に水泳教室を開催する。	10月29日～11月26日毎週月曜(11月19日を除く全4回)19時～19時50分	スポーツセンター	スポーツセンター

「広報千代田」
9月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 24件

課	件 名	事 業 の 概 略	と き	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
17 生涯学習・スポーツ課	キッズダンス(幼児・小学生クラス)Ⅳ	幼児(4歳以上の未就学児)、小学生を対象にダンス教室を開催する。 ①幼児クラス②小学生クラス	10月30日～12月18日 毎週火曜(全8回)①15時～16時②16時15分～17時15分	スポーツセンター	スポーツセンター
18 生涯学習・スポーツ課	アーチェリー大会	区内在住・在勤者および千代田区アーチェリー協会員を対象にアーチェリー大会を開催する。	10月28日(日)9時30分～	中央区立総合スポーツセンター (中央区日本橋浜町2-59-1)	千代田区体育協会
19 生涯学習・スポーツ課	第24回秋季ゴルフ大会	区内在住・在勤者を対象にゴルフ大会を開催する。	11月9日(金)8時～(雨天決行)	取手国際ゴルフ倶楽部 (茨城県つくばみらい市)	千代田区体育協会
20 生涯学習・スポーツ課	生涯学習団体1日公開講座 サークル体験会(10月)	九段生涯学習館などで活動する区民サークルがそれぞれ「サークル体験会」を開催する。	各サークルによって異なる	各サークルによって異なる	九段生涯学習館
21 生涯学習・スポーツ課	人材バンク活用講座 アメリカで通じる米語生活コミュニケーション	英語と米語の違いから実体験に基づくアメリカ生活を対話を通して伝える。	①11月8日②11月22日③12月6日(全3回)いずれも木曜19時～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
22 生涯学習・スポーツ課	人材バンク活用講座 讃岐獅子舞、やってみよ。	伝承数日本一と言われる多種多様な讃岐獅子舞。段ボール獅子を使って体験する。	①11月7日②11月21日③12月12日(全3回)いずれも水曜19時～20時45分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
23 生涯学習・スポーツ課	区民自主企画運営講座 運動で見直すライフスタイル	ウォーキング・スロージョギングを実際に行い、運動レベル・生活習慣を見直す。	①11月2日②11月9日③11月30日④12月7日(全4回)いずれも金曜19時～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
24 生涯学習・スポーツ課	第56回区民体育大会	区民体育大会を開催する。	10月14日(日)9時30分～15時35分	外濠公園総合グラウンド	